

## 令和 7 年度こどもモニター企画運営業務

### 業務仕様書

令和 7 年 5 月

岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度こどもモニター企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の名称

令和7年度こどもモニター企画運営業務

## 2 本業務の目的

こども基本法（令和5年4月1日施行）において、こどもの施策だけではなく、幅広い分野において、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることが、地方公共団体に義務付けられた。そこで、岩手県では、こどもの視点に立った施策の立案や、こどもたちが活躍できる社会づくりに向け、こどもを対象としたモニター制度を実施する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

## 4 予算額

1,846,944円以内（税込）

## 5 本業務の内容

インターネットを通じたこどもモニターの募集・登録及びモニターを対象としたアンケート調査を実施するとともに、モニター募集・調査実施に係る広報、調査結果の集計等の関連業務を行う。

### (1) こどもモニターの募集

ア 県内に在住する小学校4年生から高校3年生（令和7年4月1日時点で18歳未満）の方、または相当する年齢の方、計120人程度を募集すること。

イ 募集に当たっては、こども向けのチラシを作成・県内全小中高校に配布する等、対象者を集めるために効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。

### ウ 募集及び登録の方法

(ア) モニター登録希望者が登録するための、インターネットを利用した応募フォームシステムを構築又は使用し、モニターの募集及び情報管理を行うこと。

(イ) 登録するモニターの情報は、以下のとおりとすること。

氏名、年齢、性別、学年、住所、電話番号、メールアドレス

なお、申込に際して、保護者の同意を得ているか、確認を行うこと。

(ウ) 同一の応募者が重複して登録しないよう措置を講じること。

### エ モニターの選定

(ア) 応募者多数の場合、地域や年齢バランス、性別等を考慮して選考すること。

(イ) モニターの決定後は、応募のあったモニターに対して、モニターに選定の連絡を行うこと。

## (2) モニターへのアンケートの実施

ア 実施回数は年3回以上とし、1回当たり3～4テーマとすること。

イ 1テーマ当たりの質問数は、5問程度とすること。

ウ テーマは、別途県と協議により決定すること。

エ 質問については、モニターの年齢等に応じたわかりやすい表現にするなど、工夫をすること。

オ アンケートの実施方法

(ア) インターネットに特設サイトを設置し、委託事業者において、アンケートフォームを設置し、インターネット形式で実施すること。（作成した web サイトは、令和8年3月31日まで表示できるようにすること。）

(イ) アンケートの実施についてモニターに知らせるため、アンケートを実施する前に、モニターの登録住所にアンケート実施のお知らせを行うこと。

## (3) アンケートの取りまとめ、報告書の作成

ア 調査後は、アンケート回ごとに速やかに集計を行い、県に報告すること。なお、報告に当たっては電子データファイル（PowerPoint）によるものとすること。

イ アンケート回ごとにグラフ等で見やすくまとめた報告書（こどもにもわかりやすいものとする）を作成すること。なお、報告書の作成については、事前に県と協議の上、作成すること。

ウ 全てのアンケートが終了した後、モニターに報告書を郵送すること。

## (4) モニターへの謝礼の配布

アンケートに回答したモニターに対して500円分の謝礼品を送付すること。

# 6 留意事項

(1) 事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて県へ提出すること。

(2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。

(3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様書を変更することがあること。

# 7 契約に関する条件等

## (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

**(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。